

ドイツにおける従業者発明制度

1. 歴史

1877 年：最初のドイツ特許法

- ・「出願人主義」：発明者ではなく、出願人が特許を受ける権利を有する。
- ・「従業者」に関する特別な規定なし（1882 年当時、出願の約 87%は、発明者個人による）
- ・従業者発明に関する主な判例
 - 「従業者発明は最初から使用者に帰属」¹
 - 「従業者の任務、使用者設備の使用、契約上の義務に起因して、従業者発明に関する権利を使用者に付与」²

1900～1910 年：教育水準の高い従業者の出現により、従業者発明の問題は頻繁に議論。

- ・ドイツ技術者協会が「特許出願に発明者が記載されること」、「発明に関する権利の取得に対し、使用者は得た利益の 3 分の 1 を補償すること」を提案。
- ・弁護士協会は「契約に別段の規定なき場合、発明者である従業者が発明を所有すべき」と同意。

1913 年：特許法改正草案

- ・「発明者の個人的な元来の所有権」、「特許出願における発明者の言及」、「個々の発明者の貢献が特定できない発明は企業発明」、「会社業務に属し、従業者の任務中になされた発明の所有権を得る使用者の権利と補償支払い義務」を規定。
- ・第一次世界大戦により草案は不成立。
(産業界、学界の反対により、議会で法律が承認されるかは疑わしかった。)

1919～1930 年：労働条件に関して、4,000 以上の団体協約が締結される。

- ・団体協約のうち少数であるが従業者発明に関する規定を含むものが出現。
(例：「企業発明、従業者発明及び自由発明の区分」、「従業者発明に対する使用者の所有権及び使用者の補償支払い義務」、「特許出願における発明者の記載」等)

1923 年：労働契約法草案

- ・「企業発明、従業者発明及び自由発明の区分」、「発明者の給与と比較して使用者の利益が特に高い場合に、従業者発明者が特別な補償を得る権利」を規定。

¹ Imperial Supreme Court, 29 October 1883, Patentblatt 1883, 465 - "Drehpianino".

² Imperial Supreme Court, 22 April 1898, Juristische Wochenschrift 1898, 337 - "Glasmacherpfeifen".

- ・従業者発明についての規定も含む労働契約法草案は実現せず。

1939 年：従業者発明に関する特別法草案

- ・「使用者による従業者発明に係る『権利の完全な取得』と『通常実施権のみの取得』の区別」、「3ヶ月以内に使用者による権利取得の宣言なき場合には発明に係る権利は従業者に属すること」を規定。
- ・複雑すぎたため不成立。

1942、1943 年：初めて従業者の発明を法律で取扱う Göring-Speer 政令

- ・「従業者の使用者に対する発明通知義務」、「使用者の即時特許出願義務」、「使用者の興味がない権利について、権利を従業者に再移転する義務」、「適切な補償」、「補償に関する紛争の調整」を規定。
- ・補償の算定要素：「創造性(通常の発明活動、例外的発明活動又は低度の発明活動)」、「発明の重要性」、「売上又はライセンス収入の程度」

1957 年：ドイツ従業者発明法制定（現行法と大部分が共通）

1959 年：補償に関するガイドラインの公表

1983 年：高額売上高の場合の補償額軽減のためのガイドライン改正

2002 年：大学でなされた発明に関し、「教授特権」を廃止する改正法の発効。

2 . 法律、規則の現状

(1) 1957 年従業者発明法

ドイツの法律に従って設立された私企業の従業者、ドイツ公共サービス機関の従業者、ドイツ公務員及びドイツ軍の構成員によってなされた発明及び技術的改良提案について、使用者・従業者の権利義務や権利移転手続きなどを定めた法律。

(2) ガイドライン

従業者発明法第 11 条に従い、1959 年に「民間雇用における従業者発明の補償に関するガイドライン」が連邦労働大臣により作成された。(法的拘束力なし)

(3) 従業者発明法の詳細

) 原則

- ・従業者発明に係る権利は、従業者に原始帰属。(特許法第 6 条)
- ・従業者発明法は、従業者(私的及び公的職務にある従業者、公務員並びに軍人) による発明のみに適用。(第 1 条)
- ・従業者発明法の規定に反する従業者に不利な契約は無効。(第 22 条)
(ただし、発明報告後の合意は容認)
- ・調整委員会の設置。(第 29 条)

) 職務発明の定義

- ・職務発明は、雇用期間中の発明で、職務から生じた発明又は会社での経験や労働に決定的に起因する発明。(第4条)
- ・自由発明は、上記職務発明以外の発明。(第4条)

) 従業者・使用者の義務・権利等

【義務】

- ・従業者：自己の発明を詳細に使用者に直ちに報告する義務(第5条)
- ・使用者：職務発明に係る権利取得を請求する場合、その旨を宣言する義務(無制限請求(完全な権利の請求)と制限的請求(通常実施権の請求(有償))がある。)(第6、7条)
- ・使用者：無制限権利請求後直ちに内国出願を行う義務、権利取得を求めない外国における職務発明に関する権利を従業者へ再移転する申出義務(第13、14条)

【権利】

- ・従業者：使用者の権利請求に伴い相応な補償を受ける権利(第9、10条)
(相応な補償は、特に職務発明の経済的価値、従業者の任務や地位、企業の貢献度を考慮。)

3. 調整委員会(ドイツ特許商標庁内に設置)

目的：従業者発明に関する従業者と使用者間の紛争解決

構成：判事の資格を持つ委員長及び当該技術分野に関係している特許商標庁職員からなる2名の委員(組合、使用者組織の代表者の2名が、これに加わることもある。)

調整委員会による近年の処理件数³：

	請求件数	調整案による和解の件数	調整案拒否件数	調整手続きへの参加拒否件数	他の方法により調整手続きが終了した件数	処理件数計	翌年への持ち越し件数
1999年	97	41	16	14	11	82	124
2000年	95	6	1	17	13	37	182
2001年	81	38	27	1	33	99	148

参考：(ドイツ内国出願：2000年：53521件、2001年：52650件)

1997-1998年の調整委員会調整案件数146件のうち請求事由の内訳⁴：

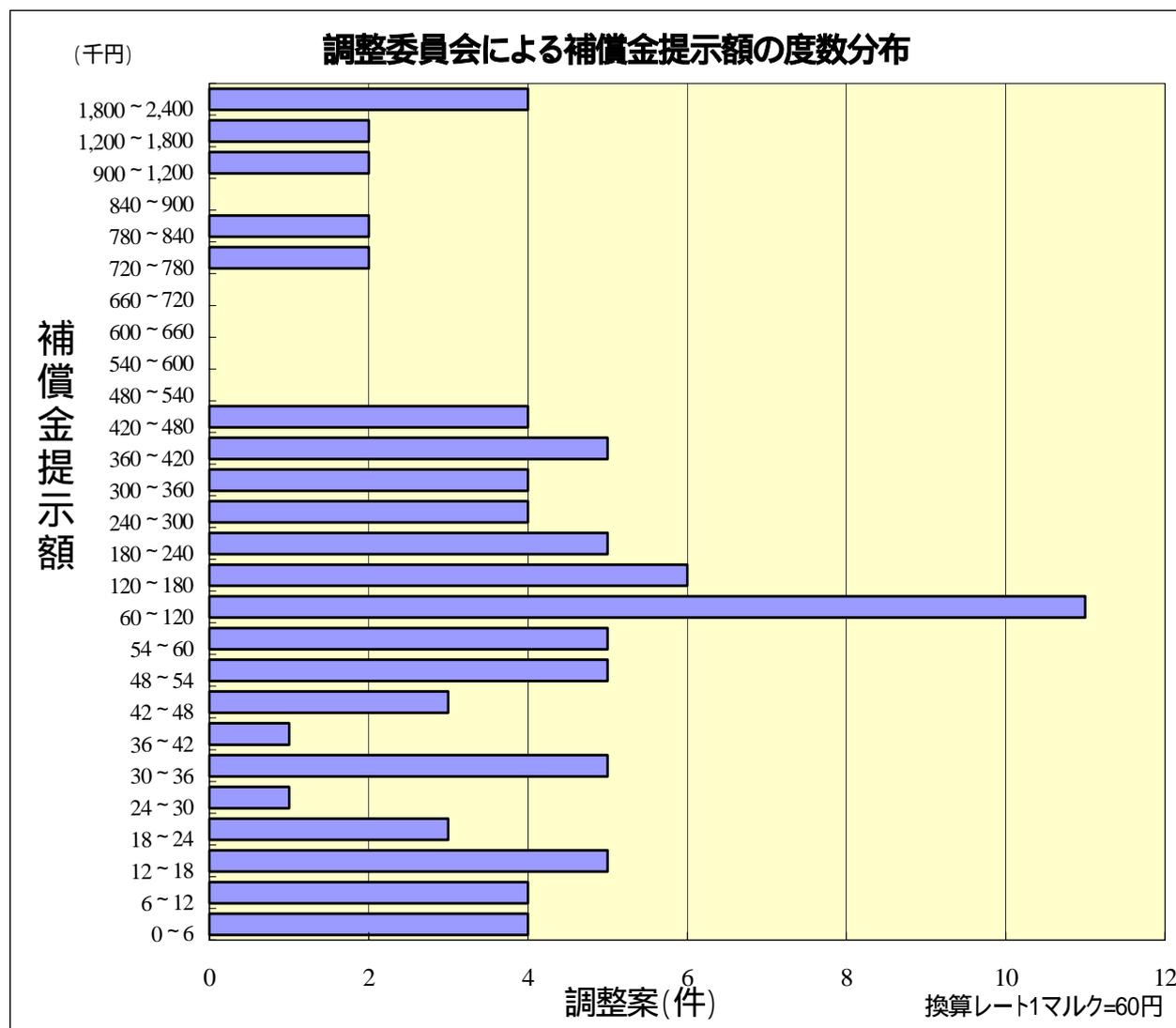
- ・発明者の貢献度(利益配分)：62件

³ ドイツ特許商標庁年報(Jahresbericht)(2001年)87、94頁。

⁴ BMJ – Referentenentwurf Arbeitnehmererfindungsgesetz Seite 2, von 35, pp. 2-37. (従業者発明法に関する連邦政府による改正草案)

- ・ 共同発明者の発明への寄与度：20 件
- ・ 出願義務、職務発明に係る権利の放棄又は返還：15 件
- ・ 職務発明の通知及び権利請求：14 件

1991 年～1998 年に調整委員会が提示した 1 発明 1 年間当たりの補償金額：



ドイツ特許商標庁年報(Jahresbericht) (1998 年)より

4 . 制度に関する問題点

- (1) 従業者に有利な規則を有する国でも、使用者は無償で職務発明に対する通常実施権を有するのに対し、ドイツでは、通常実施権を取得するためには、制限的権利請求の宣言をする必要があり、しかも有償。(調査によると、すべての職務発明のうちドイツ使用者によって制限的権利請求がされているのは 1.9%程度にすぎない⁵。)

⁵ Peter Kurz, *Geschichte des Arbeitnehmererfinderrechts*, Aachen, 1997, p. 206 et seq.

(2) 制度が、複雑で柔軟性がないため、使用者の管理負担大。

- ・使用者が発明や技術的改良提案に係る権利の承継を希望する場合、正式な宣言が必要であり管理上負担大。
- ・「使用者の国内特許出願義務」、「権利取得を求めない外国における職務発明に関し、権利に従業者へ再移転する申出義務」はかなり煩雑。
- ・適切な補償の計算は、額自体は十分公正になり得るとしても計算方法が複雑。
- ・ある研究によれば、従業者発明を取り扱うために平均で 2,200 ユーロの管理経費が掛かり、一方従業者発明によって使用者が得る経済的な利益は平均 1,000 ユーロしかない⁶。

5 . 2002 年従業者発明法改正 (教授特権 (従業者発明法 第 42 条) の廃止)

(1) 改正前

- ・大学教授、講師、研究助手による発明は「自由発明」(**教授特権**)
- ・使用者(大学)設備等の発明に対する貢献に対し、使用者は発明による利益の配分を請求できる。(ただし、その配分の額は設備等の額を超えない。)

【問題点】 a . 過度の経済的利益を教授に与える

b . 大学発明の十分な商業的使用に至らない

(2) 改正後

- ・「教授、講師、研究助手による発明」と「その他の大学従業者の発明」の区別の廃止。
- ・大学は、雇用する従業者による発明を商業的に利用する権利を有し、代わりに従業者は発明から生じた全収入の 30%を受け取る権利を持つ。

6 . 2001 年従業者発明法改正草案 (ドイツ連邦司法省 (BMJ))

(1) 改正草案で示された改正点

) 手続

- ・従業者と使用者相互の必要連絡回数を減らすとともに、内容も簡略化。
- ・使用者から従業者への権利請求方法(請求なき場合には自由発明
→ 請求なき場合でも、従業者への譲渡なき場合は請求があったとみなす。)
- ・無制限、制限的権利請求の区別の廃止

⁶ (社)ドイツ産業権保護・著作権協会 (GRUR) の「従業者発明法の改正に関する意見書」(2000 年 2 月 18 日)より引用。原文は以下より参照可能。Gewerblicher Rechtsschutz u.Urheberrecht, 'Stellungnahme zu einer Revision des Gesetzes über Arbeitnehmererfindungen', at http://www.grur.de/Seiten/Themen/Stellungnahmen/StN23_2.html

- ・使用者の国内出願義務の廃止
- ・国内、外国における特許を受ける権利の取り扱いの均一化

）補償金

- ・補償金算定方法の簡易化
- ・発明利用や補償に関する情報請求権を従業者へ付与
- ・補償金支払い時期の明確化

）その他

- ・発明への寄与度に対する共同発明者間での合意の義務化
- ・技術的提案は労働協約又は企業間協定、使用者・従業者間の個々の契約により処理

（２）草案起草に至る経緯⁷：

1998年 ドイツ連邦産業連盟（BDI）とドイツ使用者連盟（BDA）が企業約800社に対してアンケート調査を実施。

【指摘された現行制度の問題点】

- ・発明者補償額に係る問題
- ・共同発明者に係る係争
- ・煩雑な手続きに関する問題

2000年3月 労働社会省と司法省が使用者・従業者にヒアリングを実施。

労使共に以下の点につき、合意。

- ・職務発明に関する法律についての不必要となった手続き規則の廃止
- ・複雑な補償システムの簡易化

以上の結果を受けて、労働社会省と司法省とを議長とし、専門家、経営者、労働者からなるワーキング・グループが設置された。当該改正提案は、基本的にこのWGの検討結果を基礎としている。

（３）現在の状況：

- ・現時点で、法案は内閣・議会に提出されていない。
- ・BMJのコーディネーター（BMJ第三部の特許法担当官であるDr. Welp）の見解：
BMJは産業界及び専門家より種々のコメントを受けた後、2003年1月中にBDIによる最終見解を得る。
BDIの見解表明後、BMJは2003年初夏までに改正提案に基づく妥協案を作成し内閣に提出。
（法案は2003年夏には議会に提出、2003年末までに改正が承認される可能性有）

⁷ 前掲注（４）・連邦政府改正草案16頁。

(4) 団体、企業⁸の改正提案に対する意見

1) 団体からの意見

連邦化学使用者連盟 (BAVC)

- ・改正提案における第一の補償が 750 ユーロから 1,200 ユーロに増加 (特にドイツ従業者連合 (DGB) の意向) しなければ合理的であると考えます。

ドイツ連邦産業連盟 (BDI)

- ・基本的に改正提案に同意。
- ・経過期間後は、改正法以前の発明も改正法で取り扱われる必要性を強調。

ドイツ使用者連盟 (BDA)

- ・改正提案に賛成。
- ・ただし、組合 (DGB 等) が要求している、第一の補償を改正提案よりも高い金額にするならば、現在より否定的な立場にならざるを得ない。

ドイツ労働組合連盟 (DGB)

- ・より高い第一の補償が不可欠であることが強調されている。
- ・上記第一の補償の問題が解決されなければ、議論はすべて無効。

ドイツ産業権保護及び著作権連合 (GRUR)

- ・2000年2月18日付文書により、法改正に関する種々の提案を司法省に対し行った。

化学産業連盟 (VCI)

- ・全体的に賛成。

ドイツ技術者連盟 (VDI)

- ・公式な見解書は出していない。
- ・原則的に提案されている現行手続きの簡略化に好意的、特に権利請求手続きの簡素化は非常に歓迎。
- ・改正提案に記載されている第一の補償の一括支払いに好意的。ただし、補償額は改正提案に示されている額を越えて増加されるべきではないとの立場。

電気技術・電子産業中央連盟 (ZVEI)

- ・原則的に改正提案に賛成。ただし 750 ユーロの第一の補償金額を増加させない必要性を指摘。特許出願が申請されていない場合、改正提案に規定された第二の補

⁸ ここに示されている各団体及び企業の見解は、各団体及び企業に個別に質問状を送付し、得られた回答に

償の額は正当でないと批判。

）企業からの意見

Siemens AG

- ・改正提案に定義されている第一の補償が著しく増加されない限り、原則的に好意的。
- ・改正提案が今議会会期中の迅速な法改正の基礎になることを希望。
- ・BDA 及び BDI の意見に十分満足。

Wacker-Chemie GmbH

- ・企業内の従業者発明法プロジェクト・グループ委員長である Dr. Franke が 12 月末以前に VAA（化学産業における従業者組織）と話しをした後、プロジェクト・グループの会合が 1 月中にある予定。
- ・VAA との合意に達することができれば、Dr. Franke が 2003 年の春及び初夏に連邦司法省、経済省と更なる話し合いを持つことは可能。

よる（但し、一部、公式の提言書を含む）。

補償金額の算定方法（現行法）

補償金額は、従業者発明法第9条2項に従い、職務発明の経済的利用可能性（発明価値） 企業における従業者の任務と地位、を考慮して下記の式にて算定する。

$$\underline{\text{（補償金額）}} = \underline{\text{（発明価値）}} \times \underline{\text{（従業者の貢献度）（百分率）}}$$

< 発明価値の決定法 >

1．類似の実施許諾から判断する方法

$$\text{（発明の価値）} = \text{（総売上）} \times \text{（許諾料率）} \times \text{（1 - 高売上に対する許諾料減免率）}$$

ここで、許諾料減免率は総売上が大きくなるにつれて、率が増加するようにガイドラインにて規定されている。

2．企業の収益を基準として判断する方法

発明の導入により生じた費用と収入との差額をもって企業の収益とし、それを基礎に判断する。

3．見積もりによる方法

類似の許諾例がなく、企業の収益も確定できない場合の補充的方法。企業が第三者から発明を取得しようする場合に、企業が必要とする出費を基礎に判断する。

< 従業者の貢献度の決定法 >

従業者の貢献度（A）は、下記（ ）～（ ）の項目に基づき、評価点（X）を決定し、下記の評価点 従業者貢献度対照表に基づき算出する。

（ ）課題の設定に基づく評価点（1～6点）(a)

（ ）課題の解決に基づく評価点（1～6点）(b)

（ ）企業における従業者の任務と地位に基づく評価点（1～8点）(c)

$$\text{評価点（X）} = \text{（a）} + \text{（b）} + \text{（c）の総計}$$

X	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15	16	17	18	19	(20)
A	2	4	7	10	13	15	18	21	25	39	47	55	63	72	81	90	(100)

補償金額の算定方法（改正提案）

a) 第一、第二の補償

職務発明の承継時に支払われる第一の補償 { 750 ユーロ (約 9 万円) }、発明の利用の開始又は一定期間承継による権利を維持した場合 (ただし、特許権の獲得又は発明を企業秘密として保有することが前提) に支払われる第二の補償 { 前者については 2,000 ユーロ (約 24 万円)、後者については 500 ユーロ (約 6 万円) } がある。

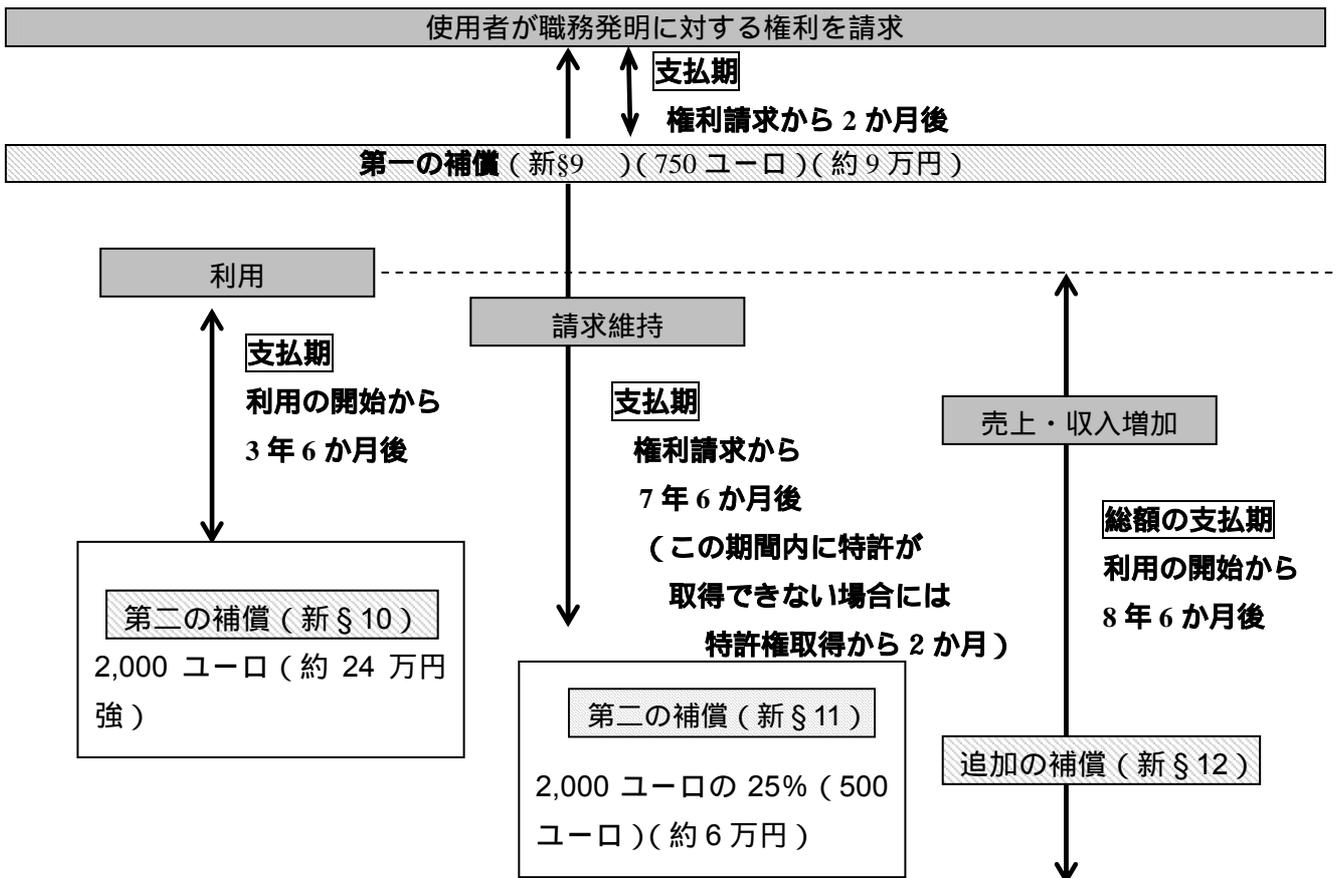
b) 実績に基づく追加補償

上記第一、第二の補償に加え、発明の利用が大きな売上げに貢献している場合、下記のような追加補償が支払われる。

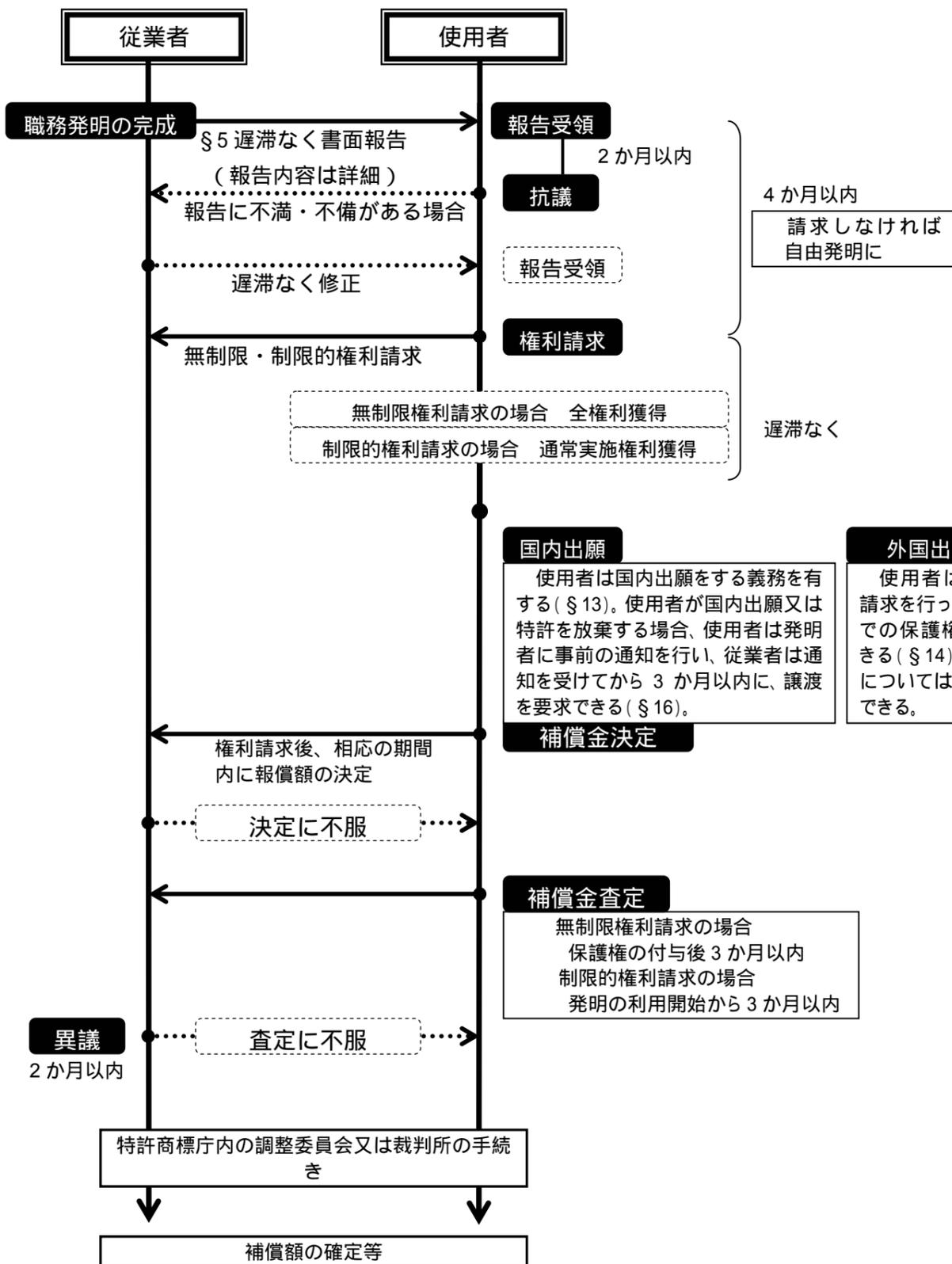
追加補償			
発明に関連して、発明の利用が開始された月から 8 年を経過した後、			
総売上	or	収入増加	補償金
500 万ユーロ (約 6 億円)	or	12.5 万ユーロ (約 1,500 万円)	5,000 ユーロ (約 60 万円)
1,000 万ユーロ (約 12 億円)	or	25 万ユーロ (約 3,000 万円)	1 万ユーロ (約 120 万円)
2,000 万ユーロ (約 24 億円)	or	50 万ユーロ (約 6,000 万円)	1.5 万ユーロ (約 180 万円)
5,000 万ユーロ (約 60 億円)	or	125 万ユーロ (約 1 億 5000 万円)	2 万ユーロ (約 240 万円)
1 億ユーロ (約 120 億円)	or	250 万ユーロ (約 3 億円)	2.5 万ユーロ (約 300 万円)
2 億ユーロ (約 240 億円)	or	500 万ユーロ (約 6 億円)	3 万ユーロ (約 360 万円)
5 億ユーロ (約 600 億円)	or	1,250 万ユーロ (約 15 億円)	6 万ユーロ (約 720 万円)

以後、5 億ユーロの全体売上げ、又は 1250 万ユーロの収入増加につき、2.5 万ユーロ。(約 300 万円)

補償金支払いに関するフローチャート



従業者発明法に従った手続きフローチャート 現行法版



従業者発明法に従った手続きフローチャート 改正提案版

